

ICTサービス安心安全研究会・
消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG
モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合

第1回会合事務局説明資料

平成28年10月13日
事務局

1. これまでの経緯

スマートフォンの料金低廉化に向けた経緯

行政の対応

事業者の対応

平成27年 9月11日	経済財政諮問会議において総理指示 「携帯料金等の家計負担の軽減は大きな課題。高市総務大臣には、その方策等について、しっかり検討を進めてもらいたい。」
10月19日～ 12月16日	「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の開催
12月18日	・総務省の取組方針の公表 ①ライトユーザ・長期利用者等の料金負担軽減 ②行き過ぎた端末販売の適正化 ③MVNOのサービス多様化 ・携帯電話事業者への要請(①②関係)
平成28年 3月25日	「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の策定(②関係)(4/1～適用)
3月29日	MVNOガイドライン改正(5/21～適用)(③関係)
4月 5日	ドコモ、ソフトバンクへ行政指導(②関係)
4月13日	KDDIへ行政指導(②関係)
10月7日	ドコモ、KDDI、ソフトバンクへ報告徴求、沖縄セルラーへ行政指導(②関係)

平成28年 1月 7日	ソフトバンク新料金プランの発表 (4/1～提供)	ライト ユーザ 向け (①関係)
1月29日	ドコモ新料金プランの発表 (3/1～提供)	
2月 1日	KDDI新料金プランの発表 (3/23～提供)	
2月以降	要請を受け、自主的な端末販売適正化の取組開始 (②関係)	
2月22日	ワイモバイル長期利用者向け割引の発表 (9月～提供)	(①関係)
4月14日	ドコモ長期利用者向け割引の拡充の発表 (6/1～提供)	
5月25日	ソフトバンク長期利用者向け割引等の発表 (平成28年12月提供開始予定)	
5月31日	KDDI長期利用者向け優遇等の発表 (9月～提供)	
8月29日	ドコモ・IがHLR/HSS連携機能の開放に合意(③関係)	

SIMロック解除の経緯

経緯	
平成22年 6月30日	総務省「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定 ガイドラインでは、事業者の自主的な取組によるSIMロック解除の実施を求めた。
平成26年 12月10日	「ICTサービス安心・安全研究会報告書」の公表 ・ 携帯電話事業者が利用者の端末にかけているSIMロックについて少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当。 ・ 「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正に当たっては、ガイドラインの実効を確保することを前提とした検討が必要。(対象端末等の具体的な運用指針やスケジュールを明らかにすることが適当。)
12月22日	総務省「SIMロック解除ガイドライン」の改正 ・ 事業者が正当な理由なくガイドラインに沿ってSIMロックの解除に応じない場合は、業務改善命令の対象となり得ることを明示。 ・ 端末の入手のみを目的とした不適切な行為等を防止するため、事業者が最低限必要な期間SIMロック解除に応じないなどの必要最小限の措置を講じることは妨げない。 ・ 平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
平成27年 5月以降	改正ガイドライン適用開始※

※ドコモ、KDDIは4月に、ソフトバンクは5月に運用方針を公表

2. スマートフォン料金の動向

携帯電話各社のライトユーザ向け料金プラン

- 携帯電話各社は、ライトユーザの負担を軽減する料金プランを3月以降導入。
- 当該プランを選択することにより、概ね1人当たり5,000円以下で利用できる。

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	(参考:従来より提供) ワイモバイル
基本料	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	10分以内300回までの 国内通話込み (2,980円)
ネット 接続料	300円	300円	300円	基本料に含む
データ 通信	家族全員で 5GB/月 (6,500円+500円×子回線数)	1GB/月 (2,900円)	1GB/月 (2,900円)	1GB/月 (基本料に含む)
合計	3人家族の場合 4,500円/人	4,900円	4,900円	2,980円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・3月1日より提供開始 ・端末によっては、端末購入に伴う月額通信料金割引が他のプランと比べ減額される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月23日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月1日より提供 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用あり

料金プラン別契約数・一契約当たりのデータ通信使用量

- 料金プラン別契約数の分布は、7GB上限の層にピークがあるが、平成27年度第1四半期以降、その割合は減少しており、5GB上限の層が増加。一方、1GB上限及び10GB超の割合は小さいが増加傾向にある。
- 契約毎のデータ通信量の分布では、引き続き1GB未満の利用者が最も多くを占めており、平成27年度第1四半期以降横ばい。1～8GB未満がやや減少する一方で8GB以上がやや増加している。

赤枠内は構成員限り

携帯電話各社の新たな長期利用者向け割引等

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	ワイモバイル
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 4年以上利用で <ul style="list-style-type: none"> ・月100～800円料金割引 (個人) ・月100～2,500円料金割引 (シェア) ② 2年契約更新で3,000円分のポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4年以上利用で <ul style="list-style-type: none"> ・月40～900円分のポイント ・3ヶ月毎に0.3～2GBデータ増量 ② 2年契約更新で3,000円分のギフト券 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2年契約更新で <ul style="list-style-type: none"> ・月200円料金割引 or ・月500円分のポイント ② 2年契約更新で3,000円分のポイント 	2年以上利用で 月1,000円料金割引
提供開始	平成26年6月1日 (平成28年6月1日より 内容拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント、ギフト券: 平成28年11月 ・データ増量:平成28年9月 	平成28年12月(予定)	平成28年9月
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「ずっとドコモ割コース(2年の期間拘束を更新するコース)」を選択した利用者が対象 ・①は料金プラン・利用年数に応じて設定 	①は料金プラン・利用年数に応じて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・2年契約(3年目以降の期間拘束がないコースを含む)に加入している利用者が対象 ・200円料金割引は月月割との併用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年契約に加入している利用者が対象 ・2年目まではスマホプラン割引適用で月1,000円料金割引

(税抜)

出典：各社HP

携帯電話各社の新たな大容量データ通信プラン

会社名 (名称)		NTTドコモ (ウルトラパック)	KDDI (スーパーデジラ)	ソフトバンク (ギガモンスター)
データ通信料金	20GB	16,000円 ▶ 6,000円	6,000円	16,000円 ▶ 6,000円
	30GB	22,500円 ▶ 8,000円	8,000円	22,500円 ▶ 8,000円
	50GB	16,000円	—	16,000円
	100GB	25,000円	—	25,000円
データ繰越		○	○	○
データシェア		○ (50GB,100GBのみ)	×	○ (50GB,100GBのみ)
テザリング オプション		1,000円 (平成30年3月末まで無料)	1,000円 (平成29年4月末まで無料)	1,000円 (平成29年4月末まで無料)
提供開始		平成28年9月14日 (50GB,100GBは9月23日)	平成28年9月15日	平成28年9月13日 (プラン変更、50GB,100GBは9月29日)
備考		・9月13日発表 ・50GB,100GBはシェア専用	9月9日発表	・9月8日発表(9月9日、15日一部変更) ・50GB,100GBはシェア専用

大手携帯電話事業者とMVNOのスマートフォンの料金比較(例)

大手携帯電話事業者

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク

6,500円/月～



KDDI、ソフトバンク

4,900円/月



ソフトバンク (ワイモバイル)

契約当初2年間の1,000円割引を3年目以降の利用者にも拡大

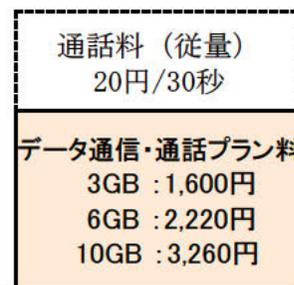
2,980円/月～



MVNO(データ+通話プラン)

インターネット
イニシアティブ

1,600円/月～
+通話料



ケイ・オプティコム

1,310円/月～
+通話料



平成28年4月～

平成28年9月～

(税抜。平成28年9月15日時点)

	大手携帯電話事業者のスマートフォン	MVNOの音声通話対応SIMカード
月額利用料金の平均額 <平成27年12月MM総研調べ>	5,407円	1,946円 (2015年3月は2,708円)

(税抜)

主要MVNOの料金プラン(データ通信+音声)例

会社名 (ブランド名)		インターネット イニシアティブ (IIJmio)		NTT コミュニケーションズ (OCNモバイルone)	ケイ・オプティコム (mineo)		ビッグロープ	U-NEXT (U-mobile)	楽天 (楽天モバイル)
データ通信料金	500MB	—		—	700円		—	—	—
	1GB	—		—	800円		—	—	—
	3GB	900円		1,100円	900円		900円	—※1	900円(3.1GB)
	5GB	—		1,450円	1,580円		—	1,480円	1,450円
	6GB	1,520円		—	—		1,450円	—	—
	10GB	2,560円		2,300円	2,520円		—	—	2,260円
	12GB	—		—	—		2,700円	—	—
	25GB	—		—	—		—	2,380円	—
音声通信 料金	基本料	タイプA 700円	タイプD 700円	700円	Aプラン 610円	Dプラン 700円	700円	500円	700円
	通話料	20円/30秒		20円/30秒	20円/30秒		20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒
合計		1,600円～		1,800円～	1,310円～		1,600円～	1,980円※1～	1,600円～

※1 データ通信(3GB)+音声で1,580円のプランも提供。

※2 データ容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる。

(月額。税抜。平成28年10月1日時点)

出典：各社HP 10

主要MVNOの音声定額オプション(例)

- 主要MVNOは、通常の料金プランに加え、オプションとして以下の音声定額サービスを提供。

提供事業者 【音声定額オプション】	オプション料金(月額)	通話時間制限
インターネットイニシアティブ 【誰とでも3分 家族と10分】※1 平成28年9月1日提供開始	600円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)	3分以内かけ放題(超過時10円/30秒) 〈同一契約間通話の場合〉 10分以内かけ放題(超過時8円/30秒)
NTTコミュニケーションズ 【OCNでんわ】※1 平成28年8月1日提供開始	850円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)	5分以内かけ放題 (超過時10.8円/30秒)
ケイ・オプティコム 【通話定額60】※2 平成28年6月1日提供開始	1,680円 (データ通信・通話プラン料 1,310円~/月が別途必要)	60分/月までかけ放題 (超過時20円/30秒)
ビッグローブ 【通話パック60】※1 平成27年10月1日提供開始	650円 (データ通信・通話プラン料 1,400円~/月が別途必要)	60分/月までかけ放題 (超過時10円/30秒)
U-NEXT 【でんわパック60】※1 平成28年5月10日提供開始	800円 (データ通信・通話プラン料 1,580円~/月が別途必要)	60分/月までかけ放題 (超過時10円/30秒)
楽天 【5分かけ放題オプション】※1 平成27年1月25日提供開始	850円 (データ通信・通話プラン料 1,250円~/月が別途必要)	5分以内かけ放題 (超過時10円/30秒)

※1 中継電話設備を介して提供するもの。発信の際に事業者識別番号の追加が必要(アプリで省略可)。

※2 大手携帯電話事業者から卸売を受けた音声サービスを利用してMVNOが独自の料金を設定し、提供するもの。
利用時に特別な手順は不要。

(税抜。平成28年9月1日時点)

出典：各社HP

3. SIMロック解除ガイドライン改正後の動向

SIMロックの概要

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用。
- SIMカードには電話番号などの契約者情報(※)が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。

※ SIMカードに記録されている情報： 加入者の電話番号、国際携帯電話加入者識別番号(IMSI: International Mobile Subscriber Identity)

SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。それ以外のSIMカードを挿して通信を行うためには、SIMロックの解除が必要。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。このため、SIMロックは、スイッチングコストを増加させ、これが新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となるとともに、料金やサービス内容の差別化による競争を阻害。
- 海外渡航時、国際ローミングよりも低廉な通信料金で通信できる手段として、現地の携帯電話事業者のSIMを使用する方法があるが、SIMロックのかかった端末では海外で現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えても通信できない。



「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月改正)の概要

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が利用者(契約を解約した者を含む)からの申し出があつたにもかかわらず、正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- SIMロック解除の手続きは、可能な場合はインターネット経由や電話による手続きを行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則。
- 端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の必要最小限の措置を講じることは可能。
- 事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続きを定めた運用方針を予め定め公表。

留意すべき事項等

- 事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。
- SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努めることが適当。

ガイドラインの適用等

- ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

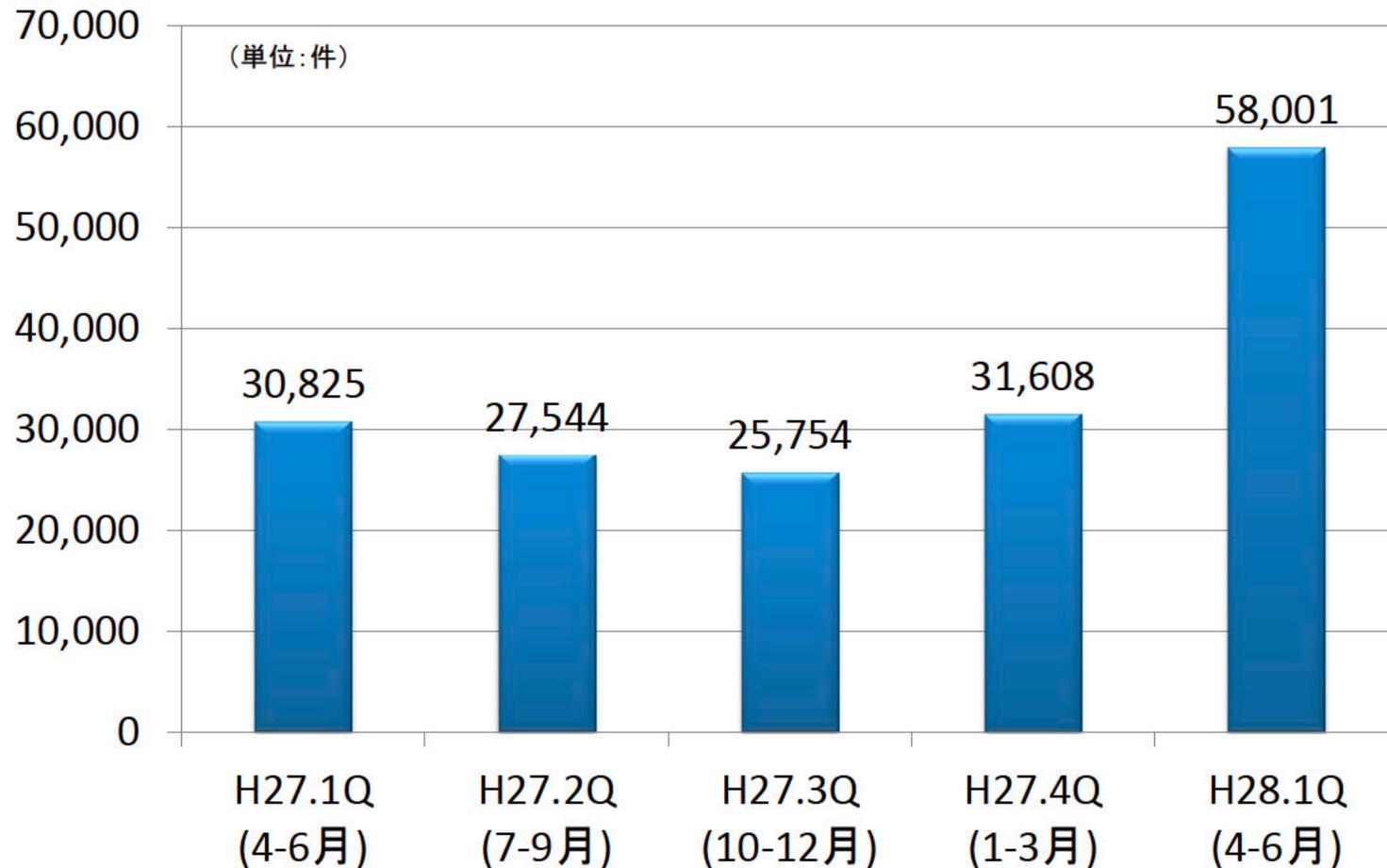
大手携帯電話事業者のSIMロック解除の対応について

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. 対象端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末
2. 解除制限期間	端末購入日から6ヶ月間 ※ 過去に解除したことがある場合、その時点から6ヶ月経過していれば即解除可能。(契約継続が前提)	端末購入日から180日間	端末購入日から180日間
3. 解除手続き方法及び解除手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・電話による受付: 3,000円(税抜) ・店頭受付: 3,000円(税抜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜)
4. 解約後端末・中古端末の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・解約から3ヶ月経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭であれば解除可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・解約から90日経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない
5. 自社網を利用するMVNOでの利用可否	SIMロック解除をすることなく利用可能	VoLTE端末については、SIMロック解除をしなければ利用できない	SIMロック解除しなければ利用できない
6. SIMロック解除対応端末数 (改正GL対象端末数。 平成28年6月末時点)	スマートフォン: 23機種 タブレット: 7機種 フィーチャーフォン: 4機種 その他: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 6機種 フィーチャーフォン: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 5機種 フィーチャーフォン: 8機種 その他: 5機種

出典: 各社 (MVNO含む) HP

SIMロック解除の状況

- SIMロックが解除された端末の数は、平成28年度第1四半期に大きく増加している。



総務省に寄せられたSIMロック解除に係る相談内容(例)

項目	件数	相談内容
対象端末	58件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年5月以前に販売された端末もSIMロック解除義務化の対象としてほしい。 ・中古端末のSIMロック解除を受け付けてほしい。
SIMロック解除に関する手続	30件	<ul style="list-style-type: none"> ・ドコモ及びソフトバンクは通信契約解約後3ヶ月以降もSIMロック解除を受け付けてほしい。 ・Web上だけでなく店頭でのSIMロック解除手数料も無料としてほしい。 ・端末代金の割賦支払いが終わっているのにSIMロック解除に応じないのはおかしい。
SIMロック解除制限期間	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・購入から6ヶ月の解除制限期間は長い。購入後すぐSIMロック解除を受け付けてほしい。
利用者への説明	44件	<p>(端末販売時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIMロック解除の可否について説明がなかった。 ・SIMロック解除しても、通信方式が異なれば使用できないことの説明がなかった。 <p>(SIMロック解除時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIMロック解除しても使用できないサービスがあることの説明がなかった。 ・SIMロック解除された端末に他社SIMを差した際の動作保証をしてほしい。
SIMロック以外の機能制限	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・SIMロック解除した端末のテザリング機能を他社網で利用できなかった。
その他	29件	<ul style="list-style-type: none"> ・改正ガイドラインの施行はいつからか。 ・キャリアが解除の希望に応じない場合どうなるか ・SIMロック解除によってキャリア間の移行が可能になるのか。

※総務省電気通信消費者相談センター等へ寄せられたもの(期間:平成27年4月～平成28年8月)
 ※内容が複数項目にわたるものについてはそれぞれの項目に件数を計上している(全体では154件)。

SIMロック解除して他社網で利用する場合の動作状況(例)

- SIMロック解除後に他社網で利用した場合、一部の端末において音声通話等ができないケースが発生している。
- 一部の端末については、事後的にソフトウェアのアップデートにより利用可能になった。

販売元 事業者	端末	他社網動作		
		ドコモ網	KDDI網	ソフトバンク網
ドコモ	Nexus 5X (LG) ＜平成27年10月22日発売＞		音声通信不可 →事後的に改善	○※1
	Galaxy Active neo (Samsung) ＜平成27年11月12日発売＞		音声通信不可 →事後的に改善	○※1
KDDI	Galaxy A8 (Samsung) ＜平成27年12月18日発売＞	緊急通報不可 →事後的に改善		○※1
ソフトバンク	Galaxy S6 (Samsung) ＜平成27年5月29日発売＞	○	音声通信及びSMS 不可 →事後的に改善	
	Nexus 5X (LG) ＜平成27年10月20日発売＞	○	音声通信及びSMS 不可 →事後的に改善	
	Nexus 6P (Huawei) ＜平成27年11月6日発売＞	○※1	音声通信、データ通信 及びSMS不可※2	

※1 3Gでの音声通話は可能だが、VoLTEでの音声通話はできない場合がある。

※2 音声通話等ができないことについて事業者HPにおいて周知している。

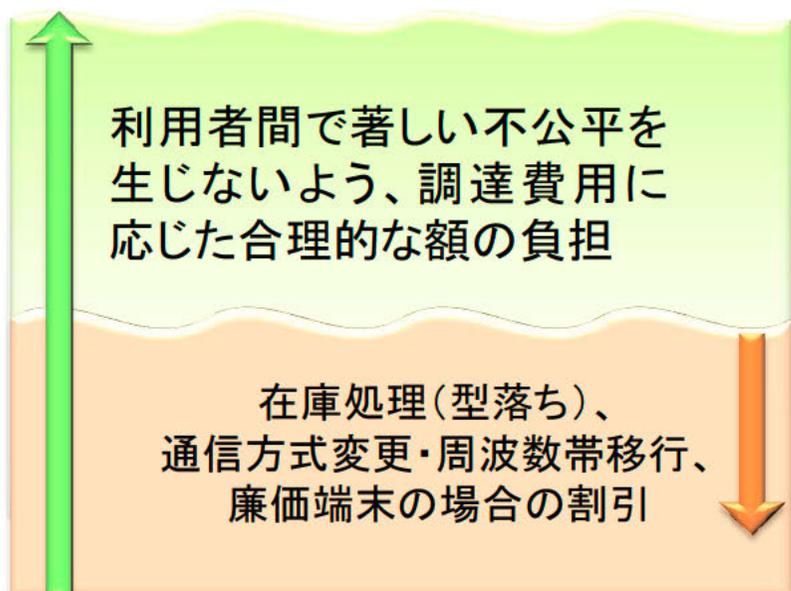
4. 端末購入補助ガイドライン適用後の状況

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」概要

趣旨

- 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた端末購入補助の適正化により、
 - 高止まりしている通信料金の低廉化
 - 端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - 低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

端末の実質負担のイメージ



定価

4月1日
適用開始

実質0円

端末購入補助の内容

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする ※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売に応じて販売店に支払う金銭(端末販売奨励金)
(対象とするもの)
 - ・ 他の物品・役務とのセット割引
 - ・ データ通信量の無料増量(対象外とするもの)
 - ・ 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
 - ・ 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

大手携帯電話事業者の端末の購入を条件とした割引等

- 大手携帯電話事業者の端末の購入を条件とした割引等(各社合計値)について、
 - ・ 端末購入代金の割引やその他の経済上の利益の合計額は、平成28年1月～6月において、平成28年3月にピークとなっていたが、4月～6月は大きく減少している。
 - ・ 月額通信料金割引の総額は、平成28年4月以降はやや増加している。

赤枠内は構成員限り

大手携帯電話事業者の販売奨励金等の状況

- 大手携帯電話事業者の販売奨励金等の契約代理業者への支払金支出額(各社合計値)は、平成28年1月は対前年同月比で増加したが、これ以降は減少を続けている。
- 販売奨励金を端末販売台数(スマートフォンのほかフィーチャーフォン等の台数を含む。)1台当たりで見ると、平成28年度第1四半期は平成27年度第4四半期よりも減少している。

赤枠内は構成員限り

大手携帯電話事業者の販売奨励金の内訳(平成28年9月時点)

赤枠内は構成員限り

- 端末販売奨励金については、1社のみが提供している。
- 通信契約奨励金は、契約獲得当たりや数量インセンティブに加え、各種奨励金が出されているが、新規・MNPに多く支出されている。

奨励金	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	
			ソフトバンク	ワイモバイル
＜スマートフォンの販売に応じて支払うもの＞				
端末販売奨励金				
＜通信契約の締結等に応じて支払うもの＞				
契約獲得/ 契約変更手数料				
獲得数量に応じた奨励金				
指定料金プラン契約				
家族獲得				
その他				
通信契約に係る 販売奨励金合計 (最大の場合)				

携帯電話事業者への行政指導・報告徴求(平成28年10月7日)

- ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を行っていたことから、本年4月の行政指導に続き、再度、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき、次のとおり具体的な対応及び報告を求めた。
 - 1 ガイドラインの趣旨に沿わない端末購入補助の速やかな是正とその結果の報告
 - 2 原因及び他の不適正事例の有無の調査とその結果の報告
 - 3 再発防止策の策定及びその報告
 - 4 個別の端末購入補助(販売奨励金を含む)の具体的な金額・条件の定期報告
- 沖縄セルラーについては、初めての不適正な事案であることから行政指導を行った。

事業者名	NTTドコモ	KDDI	沖縄セルラー	ソフトバンク	
概況	クーポン利用による最大21,600円分の割引を含めて 実質0円以下	クーポン利用による最大10,000円分のキャッシュバックを含めて 実質400円～	クーポン利用による最大10,000円分の割引を含めて 実質0円～	クーポン利用による最大20,000円分のポイント付与を含めて 実質0円以下	
主な端末の実質負担額※	<ul style="list-style-type: none"> ・arrows Fit F-01H ▲20,952円 ・iPhone6s(16GB) ▲11,232円 ・iPhone7(32GB) ▲11,232円 	<ul style="list-style-type: none"> ・Qua phone(KYV37) 400円 ・iPhone6s(16GB) 800円 ・iPhone7(32GB) 800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・Qua phone(KYV37) 0円 ・iPhone6s(16GB) 0円 	<ul style="list-style-type: none"> ・iPhone6s(16GB) ▲19,568円 ・iPhone7(32GB) ▲9,848円 ・AQUOS Xx2 mini ▲4,498円 	
クーポンの概要	割引額等	年間利用額等に応じ21,600円、10,800円、5,400円⇒端末代金の割引	契約種別・機種に応じ10,000円又は5,000円⇒電子マネーでキャッシュバック	契約種別・機種に応じ10,000円又は5,000円⇒端末代金の割引	20,000円、15,000円、10,000円⇒ポイント付与
	発行時期	平成27年9月～平成28年9月	平成28年7月～9月	平成28年9月	平成28年9月
	使用期限	平成28年11月末～平成29年11月末	平成28年9月末～平成29年3月末	平成28年12月末	平成28年11月末
	発行対象	dカードGOLDカード会員(年会費10,800円)特典 <ul style="list-style-type: none"> ・入会初年度:5,400円 ・入会2年目以降、(年間利用額100万円以上又は200万円以上で)10,800円又は21,600円 	特定端末利用者等	特定端末利用者	機種変更が見込まれる利用者

※ クーポンに加え、他の適用可能な端末購入補助が最大限適用された場合の額。

iPhone 6s (16GB)の事業者別価格(平成28年9月23日時点)

(円・税込)

		ドコモ		KDDI		沖縄セルラー		ソフトバンク	
		MNP	機種変更	MNP	機種変更	MNP	機種変更	MNP	機種変更
端末価格	定価	93,312		56,160		69,120		62,160	
	月額通信料金割引※1	▲77,760※2		▲45,360	▲44,400	▲63,720	▲52,920	▲51,360	
	小計	15,552		10,800	11,760	5,400	16,200	10,800	
キャンペーン	端末代金割引	家族	▲5,184※3		—	—	—	—	
	通信料金割引	のりかえ割	—		—	—	—	—	
		家族紹介	—	—		—	—	—	▲10,368
クーポン		▲21,600		▲10,000		▲5,000※4		—	▲20,000
実質負担額		▲11,232		800	1,760	0	10,800	10,800	▲19,568

※1 一括購入割引を含む。

※2 「シェアパック10」以上または「データMパック」(5GB)以上を契約の場合の月額通信料金割引額。「シェアパック5」又は「データSパック」(2GB)を契約の場合は、月額通信料金割引額が10,368円減額。

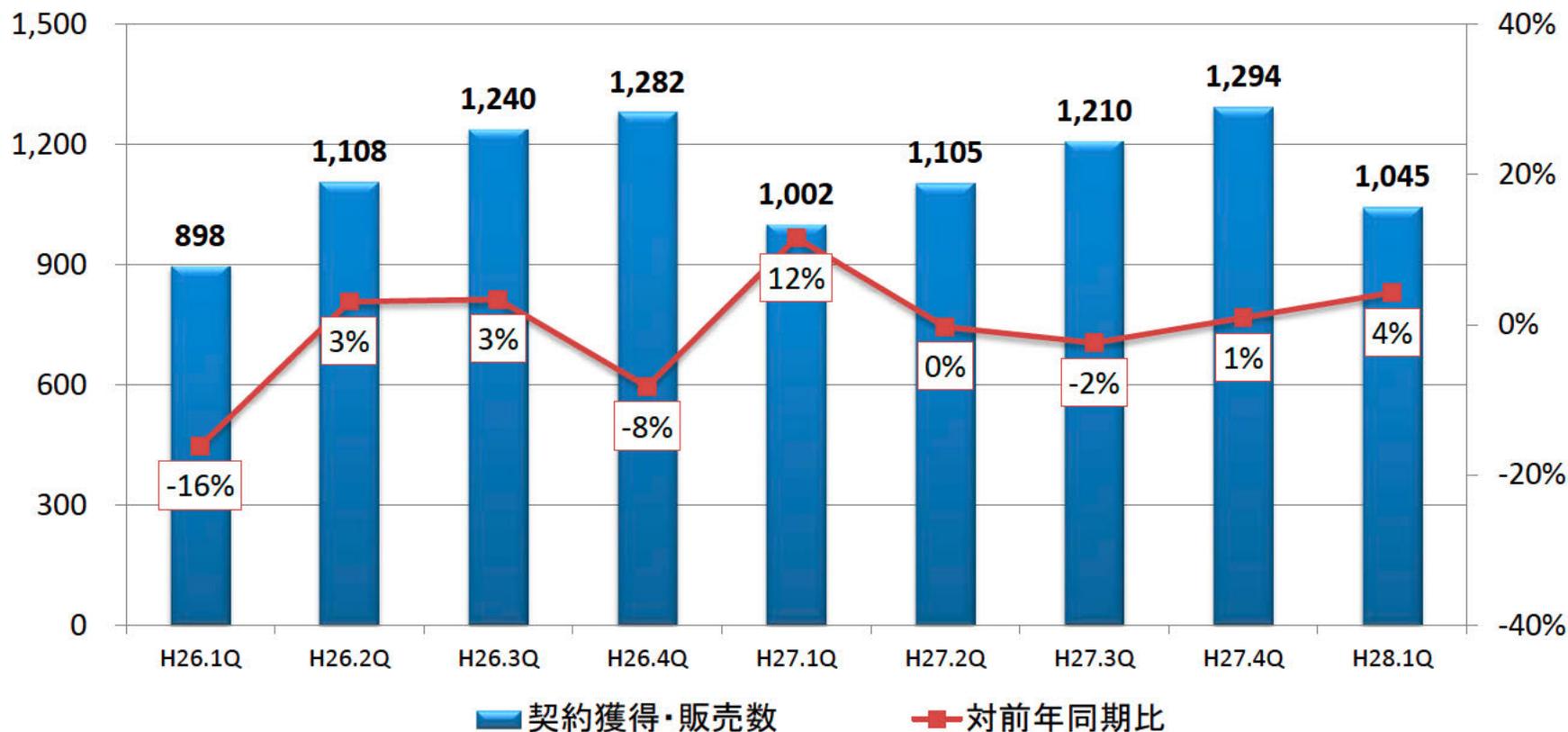
※3 「シェアパック」、「シェアオプション」を契約の場合に適用。ただし、「シェアパック5」はMNPのみ適用。

※4 税抜価格から割引。

携帯電話事業者の契約獲得・販売状況

□ 携帯電話事業者の契約獲得・販売状況(スマートフォンのほかフィーチャーフォン等の台数を含む。)は、平成27年度第2四半期以降前年同期比で横ばいとなっている。

(単位:万)



出典：各社決算資料

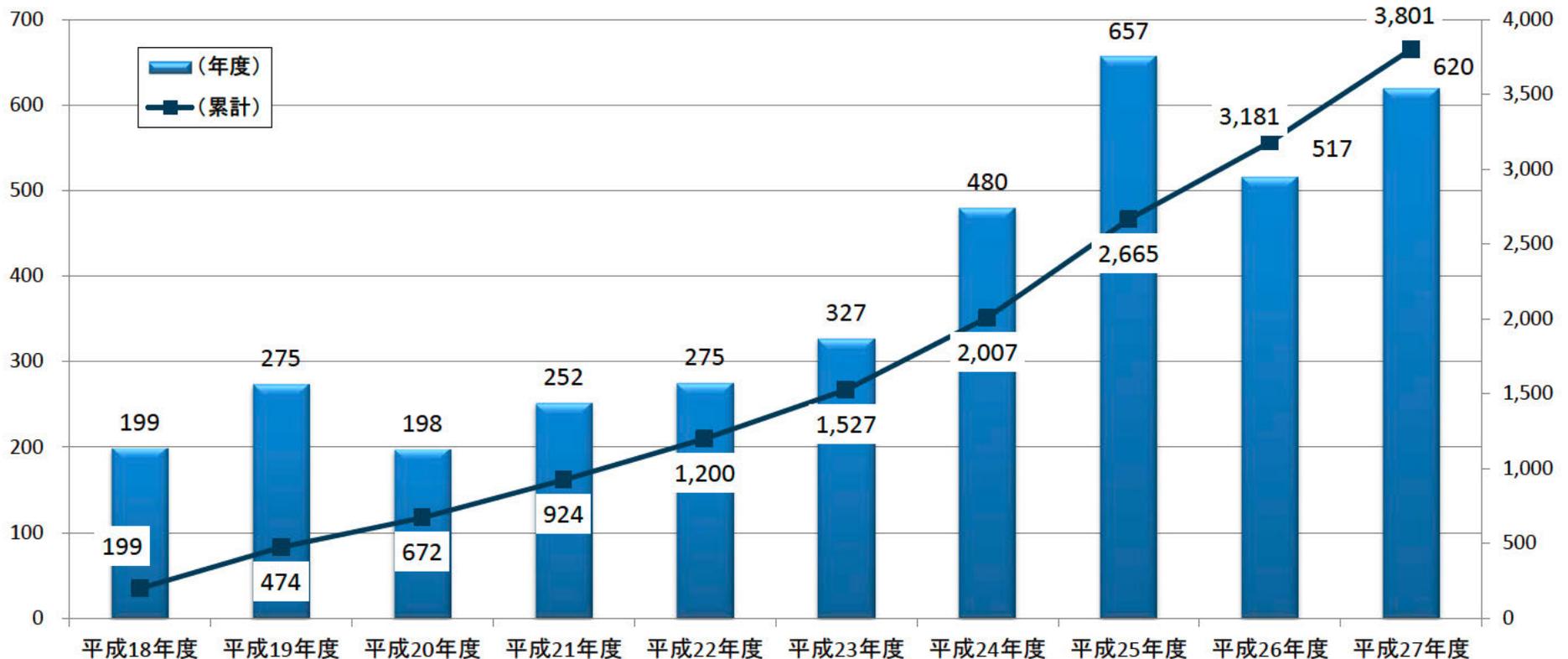
※ 契約獲得・販売状況は、新規契約数、機種変更契約数の合計値。

※ ドコモには、MVNOを含む。

(参考)MNP利用数

- MNP※の利用数は、平成20年度から平成25年度まで増加、平成26年度には減少したが、平成27年度に再び増加して620万番号となっている。

(単位:万番号)



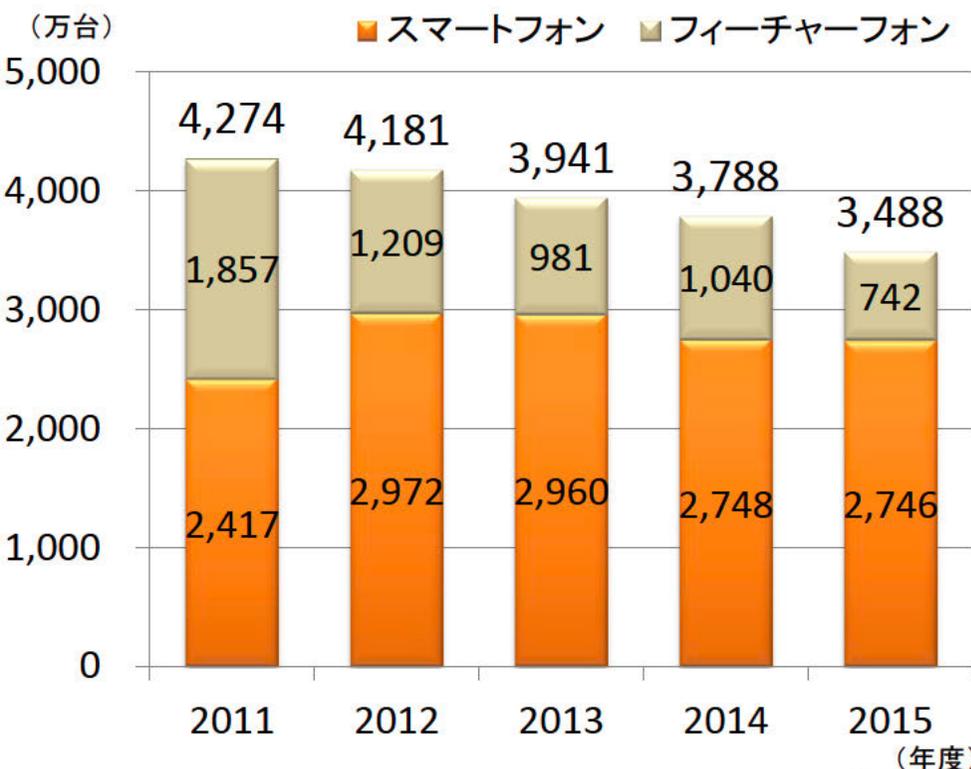
※ MNP (Mobile Number Portability) : 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗り換える制度。平成18年10月より開始。MVNOの乗り換えも含む。

出典：総務省資料

(参考)スマートフォンの出荷台数

- 大手携帯電話事業者への携帯電話端末出荷台数は、2012年度以降、フィーチャーフォンは減少傾向、スマートフォンはやや減少傾向にある。
- 国内携帯電話端末出荷台数全体については、2015年度第3四半期以降減少しているが、スマートフォンは2016年度第1四半期は対前年同期比でやや増加した。

国内携帯電話端末出荷台数(年度)

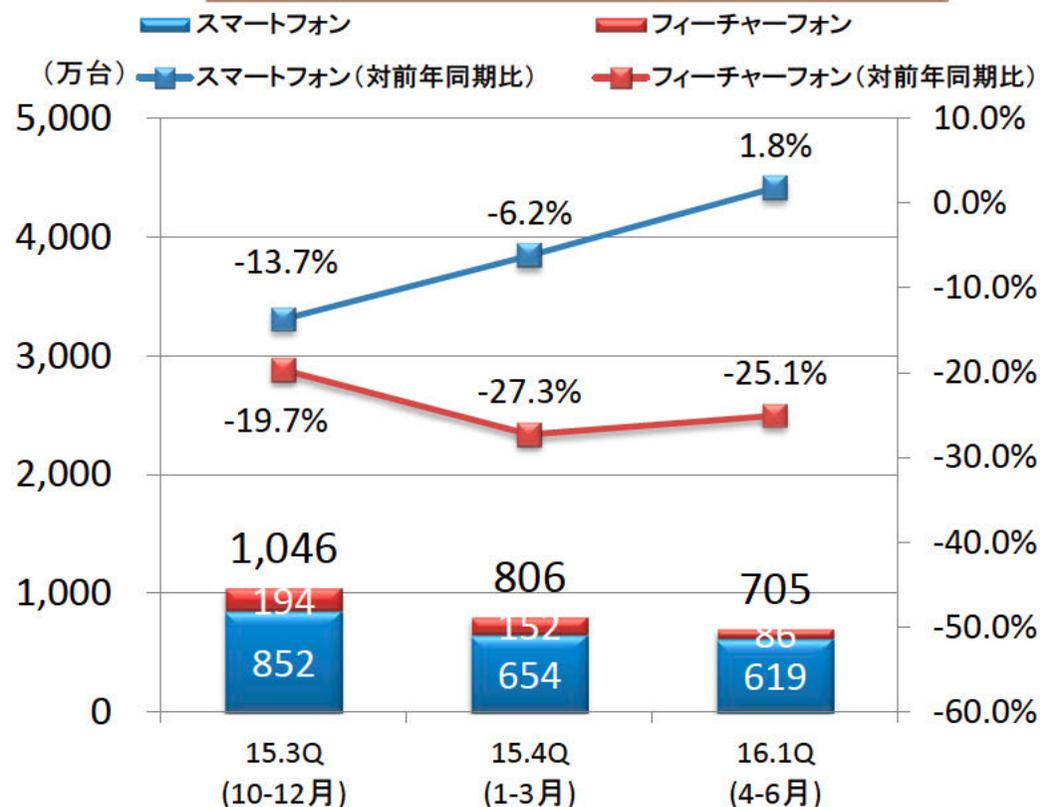


出典:MM総研資料

※大手携帯電話事業者への端末出荷台数。

※フィーチャーフォンとスマートフォンの合計(タブレット等を含まない)。

国内携帯電話端末出荷台数(四半期)



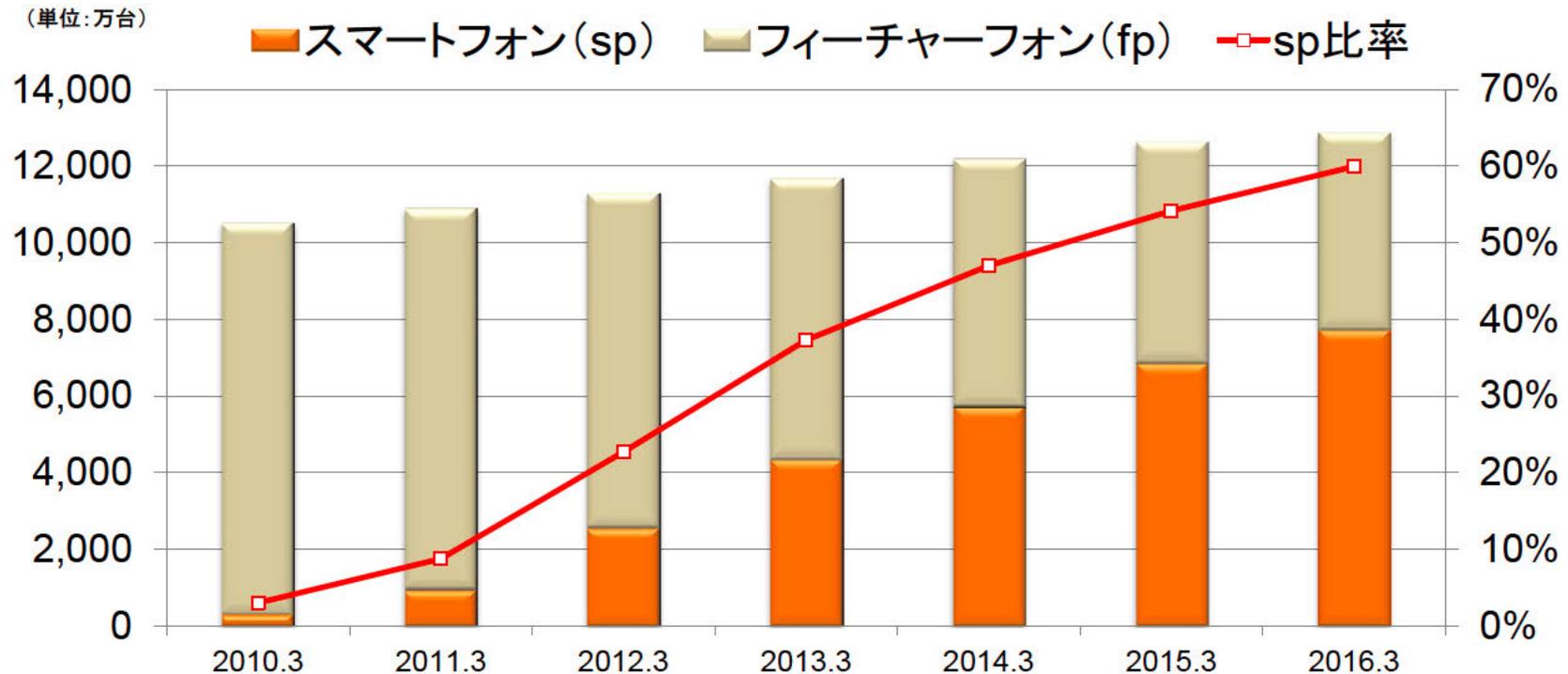
出典:IDC Japan資料

※2015年通年(1-12月)ベースでは

スマートフォン2,749万台、フィーチャーフォン673万台

(参考)スマートフォンの契約数の推移

民間調査会社の推計によれば、2016年3月末時点におけるスマートフォンの契約数は7,715万であり、フィーチャーフォンとの合計の6割を占めている。



	10年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末
フィーチャーフォン (FP)	10,212	9,957	8,736	7,335	6,468	5,801	5,157
スマートフォン (SP)	315	955	2,568	4,358	5,734	6,850	7,715
合計 (FP+SP)	10,527	10,912	11,304	11,693	12,202	12,651	12,872

SP契約比率	3.0%	8.8%	22.7%	37.3%	47.0%	54.1%	60.0%
--------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

出典:MM総研資料

※契約数には大手携帯電話事業者に加え、MVNOが提供するSIMカードを利用したものを含む

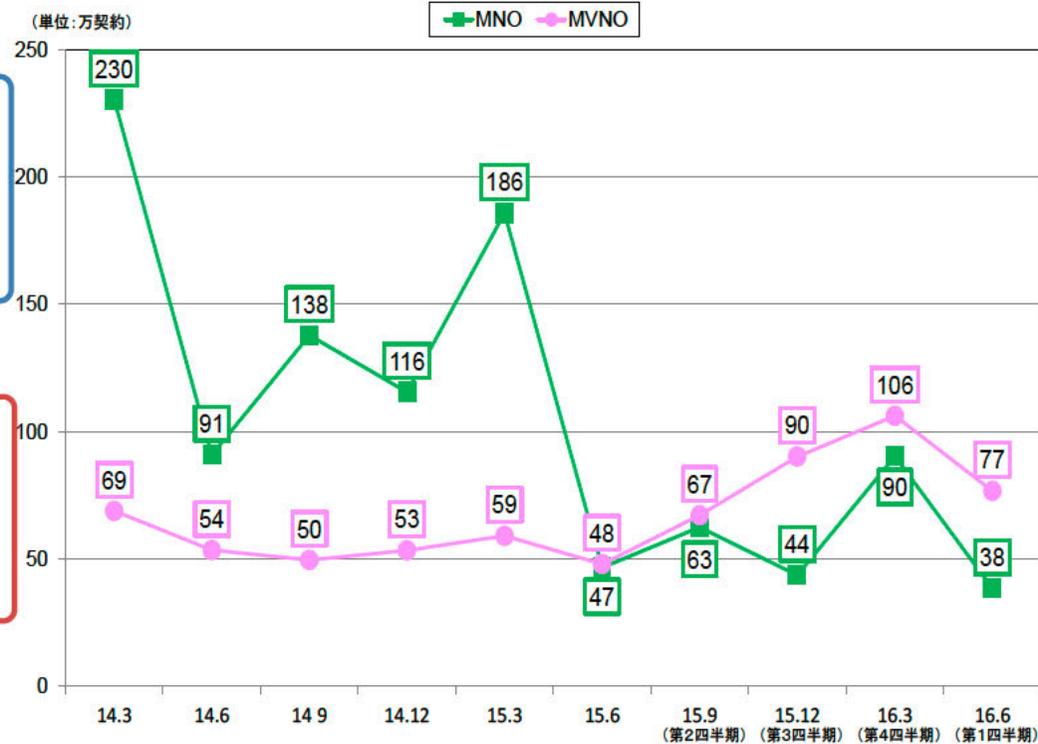
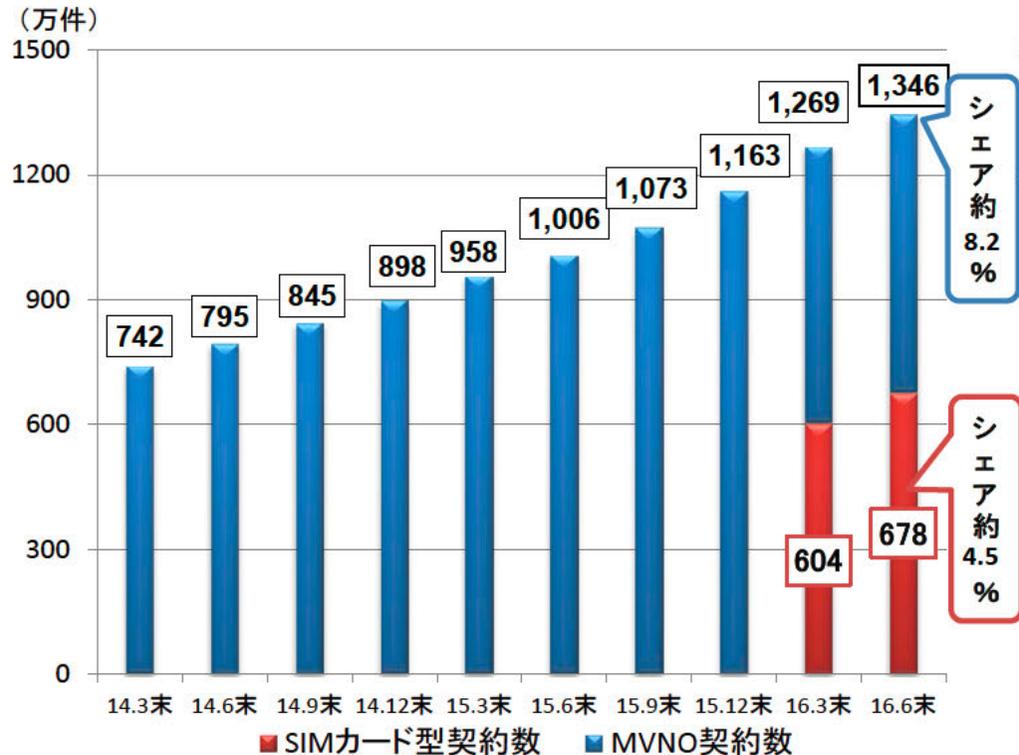
5. MVNOの競争環境の動向

MVNOユーザ数推移

- 2016年6月末の契約数は1,346万であり、1年間で33.7%増となっている。
- 2015年度の契約の純増数は、大手携帯電話事業者の243万に対し、MVNOが311万となっており、MVNOがMNOを上回っている。

【MVNO(MNOであるMVNOを除く)サービスの契約数の推移】

【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



出典：総務省資料

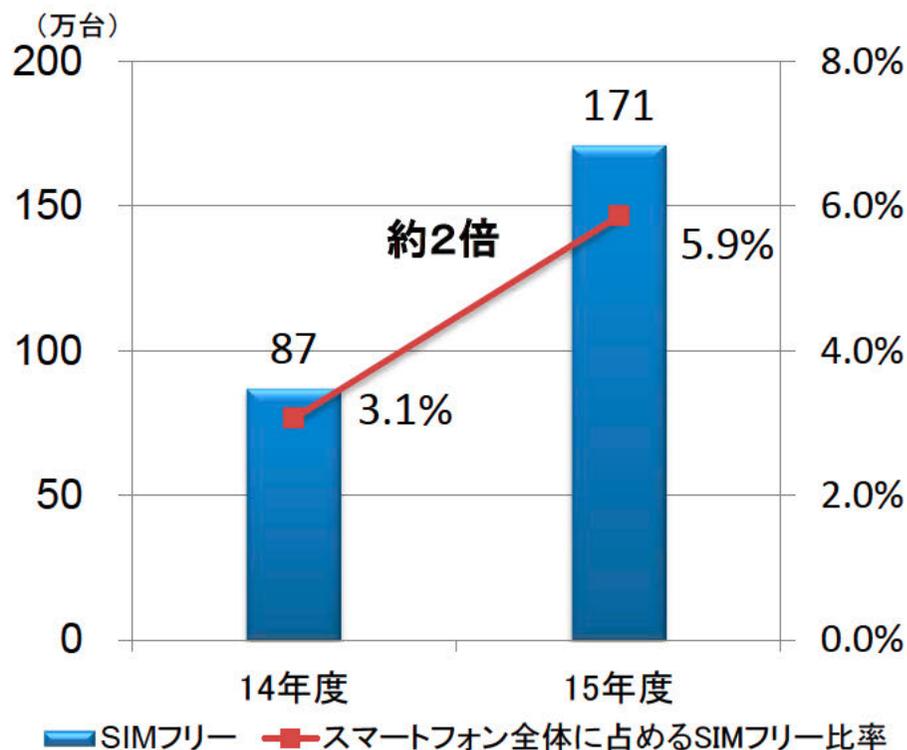
出典：総務省資料

※SIMカード型：MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態

SIMロックフリー端末の普及状況

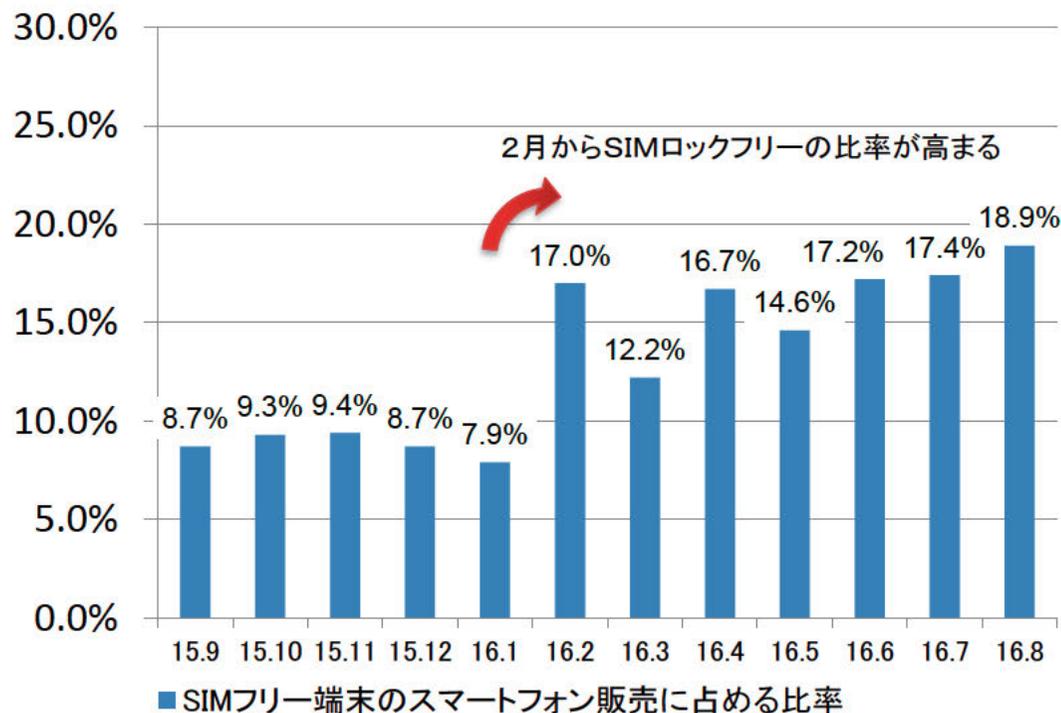
- SIMロックフリー端末の出荷台数は、2015年度で171万台で、前年度と比較して倍増しており、スマートフォン全体に占める割合は5.9%（対前年度+1.8ポイント）となっている。
- また、2016年2月以降、SIMロックフリー端末の販売台数構成比は概ね10%台後半で推移している。

SIMロックフリー端末出荷台数(年度)



出典:MM総研

SIMロックフリー端末販売台数構成比(月)



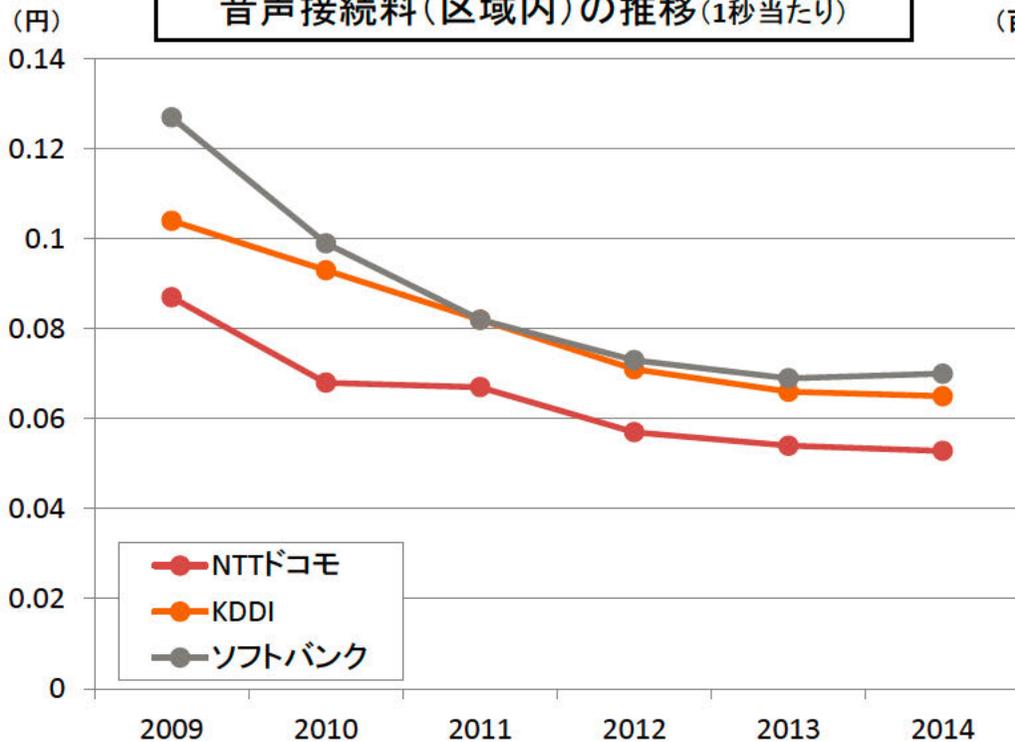
※ 全国の家電量販店等の実売データを日時に集計した数値からシェアを算出したもの

出典:BCN

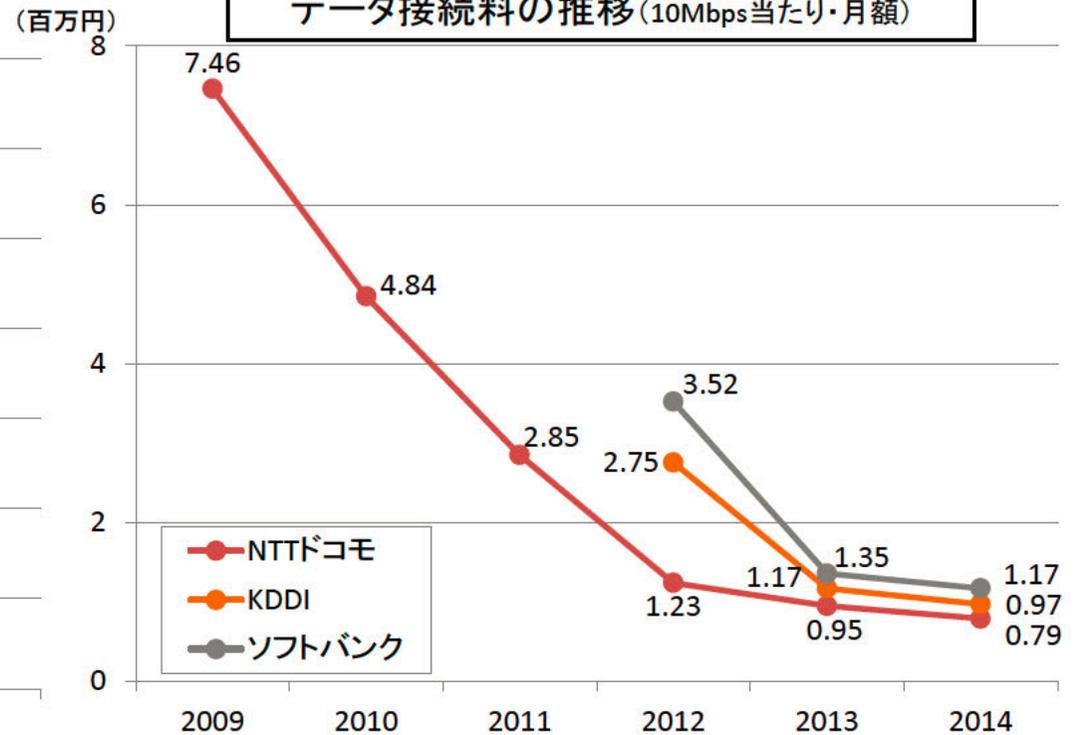
モバイル接続料の推移

- モバイル接続料は低廉化。特に、データ接続料は5年間で約1/10となっている。
- 一方、二種指定設備設置事業者間で接続料に格差があり、2014年度算定期間の最大格差は、音声接続料で約1.3倍、データ接続料で約1.5倍となっている。

音声接続料(区域内)の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



算定期間年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
NTTドコモ	0.206	0.199	0.193	0.188	0.183	0.180	0.160	0.135	0.087	0.068	0.067	0.057	0.054	0.05283
KDDI	0.225	0.217	0.209	0.202	0.196	0.191	0.175	0.143	0.104	0.093	0.082	0.071	0.066	0.065
ソフトバンク*	0.227	0.225	0.221	0.219	0.217	0.215	0.204	0.170	0.127	0.099	0.082	0.073	0.069	0.070

(単位:円)

算定期間年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
NTTドコモ	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911	945,059	785,509
KDDI	-	-	-	-	-	2,751,142	1,166,191	967,983
ソフトバンク	-	-	-	-	-	3,517,286	1,352,562	1,166,697

(単位:円)

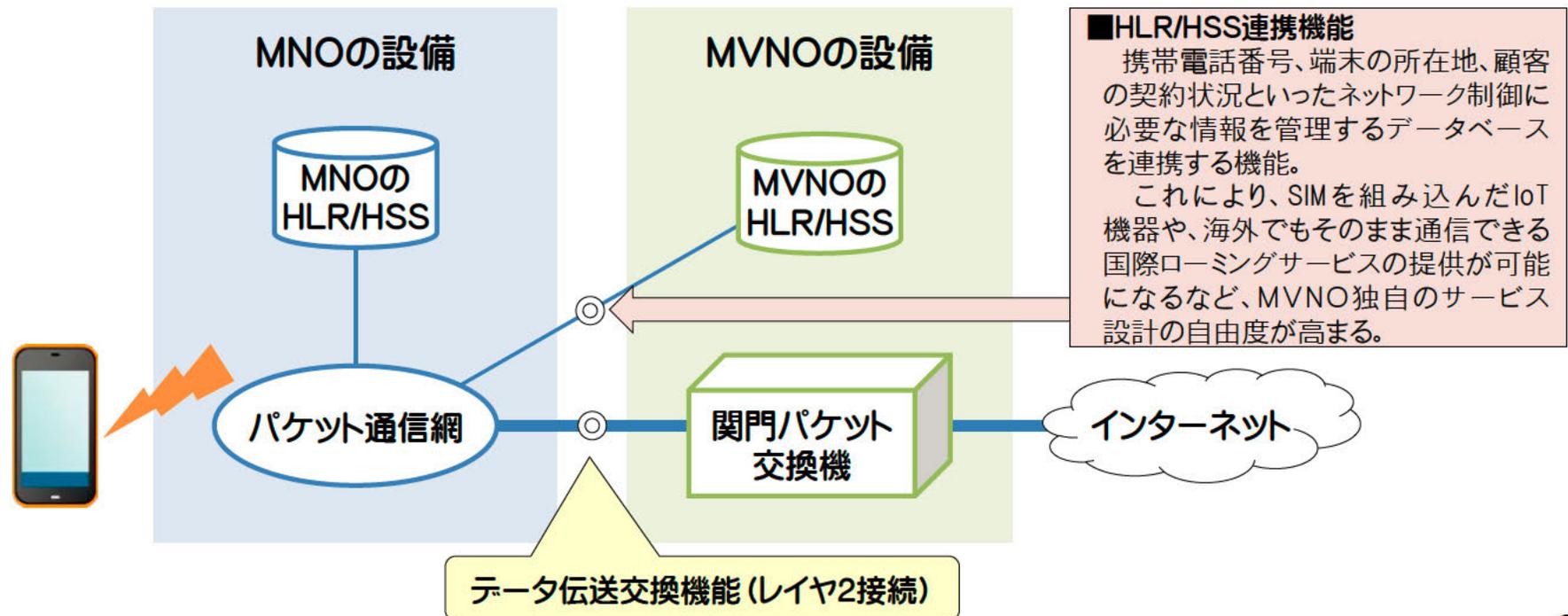
* 各算定期間の接続料は、概ね各算定期間の翌年度末に届出がなされ、原則、各算定期間の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の算定期間のデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

※ 2014年度以降のソフトバンクの音声接続料は、ソフトバンクの旧ソフトバンクモバイル網に係る接続料を記載。

加入者管理連携機能の開放について

- 加入者管理機能(HLR/HSS※)とは、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース。
- 大手携帯電話事業者が管理する加入者管理機能を、MVNOが自ら管理することにより、SIMを組み込んだIoT機器や、海外でもそのまま通信できる国際ローミングサービスの提供が可能になる。
- MVNOガイドラインにおいて、HLR/HSS連携機能を「開放を促進すべき機能」と位置づけ(2016年3月29日改正、5月21日適用)、MVNOとMNO間の協議を促進。
- NTTドコモが、複数のMVNOと、HLR/HSS連携機能の開放に向けて協議中(IIJがHLR/HSS連携機能の提供について合意(2016年8月29日))。

※HLR (Home Location Register) / HSS (Home Subscriber Server)



6. フォローアップの視点

フォローアップ事項

- (1) スマートフォン料金の動向
- (2) SIMロック解除に関するガイドライン改正後の動向
- (3) スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン適用後の動向
- (4) MVNOの競争環境の動向

フォローアップの視点(案)

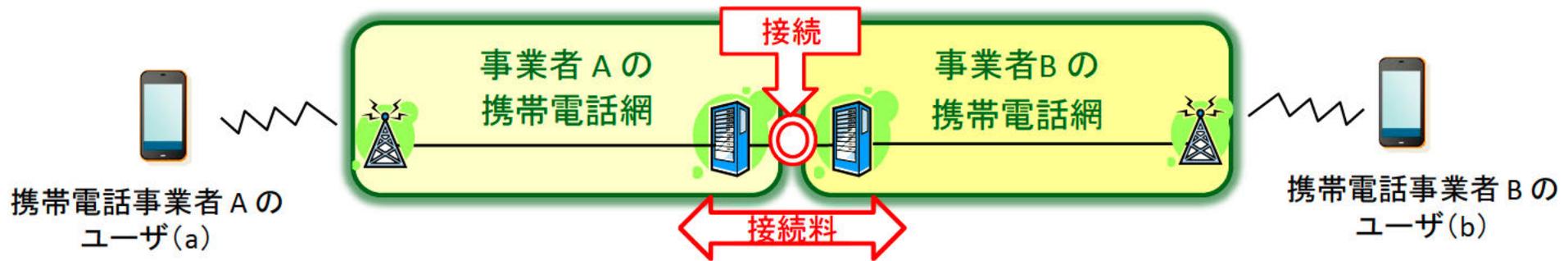
- フォローアップ事項については、モバイルサービスに関する総務省・事業者の取組の進展を踏まえつつ、以下の視点から、検討してはどうか。
 - ① 大手携帯電話事業者・MVNOも含めた「競争の加速」
 - ② 利用者による「通信サービスと端末のより自由な選択」

(参考)移動体通信事業における接続料の位置付け

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、ネットワーク使用料(接続料)を支払うこととなる。
- 第二種指定電気通信設備制度では、この接続料について、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めることとされている。

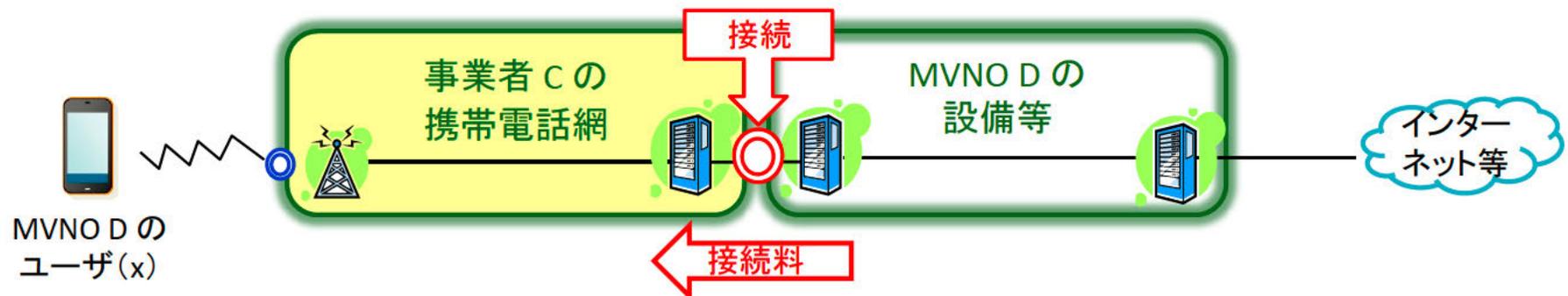
携帯電話(音声)の場合

- (a)から(b)への電話をする場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の音声接続料を支払う。
- (b)から(a)への電話をする場合、事業者Bが、事業者Aの携帯電話網の音声接続料を支払う。



携帯電話(データ)の場合

- (x)からインターネット等への通信をする場合、MVNO D は、事業者 C の携帯電話網のデータ接続料を支払う



(参考)二種指定設備制度の概要

- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。
 算定: 「適正原価+適正利潤を超えない額」、「接続料の算定方法」
 検証: 「算定根拠の総務大臣への提出」、「接続会計の整理・公表義務」

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東西を指定(1998年)

業務区域ごとに
10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること
NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー(02年)を指定

接続関連規制

- 接続約款(接続料・接続条件)の認可制
 - 接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出制
- 接続会計の整理・公表義務

算定/検証の仕組み

算定

適正原価+適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続料

検証

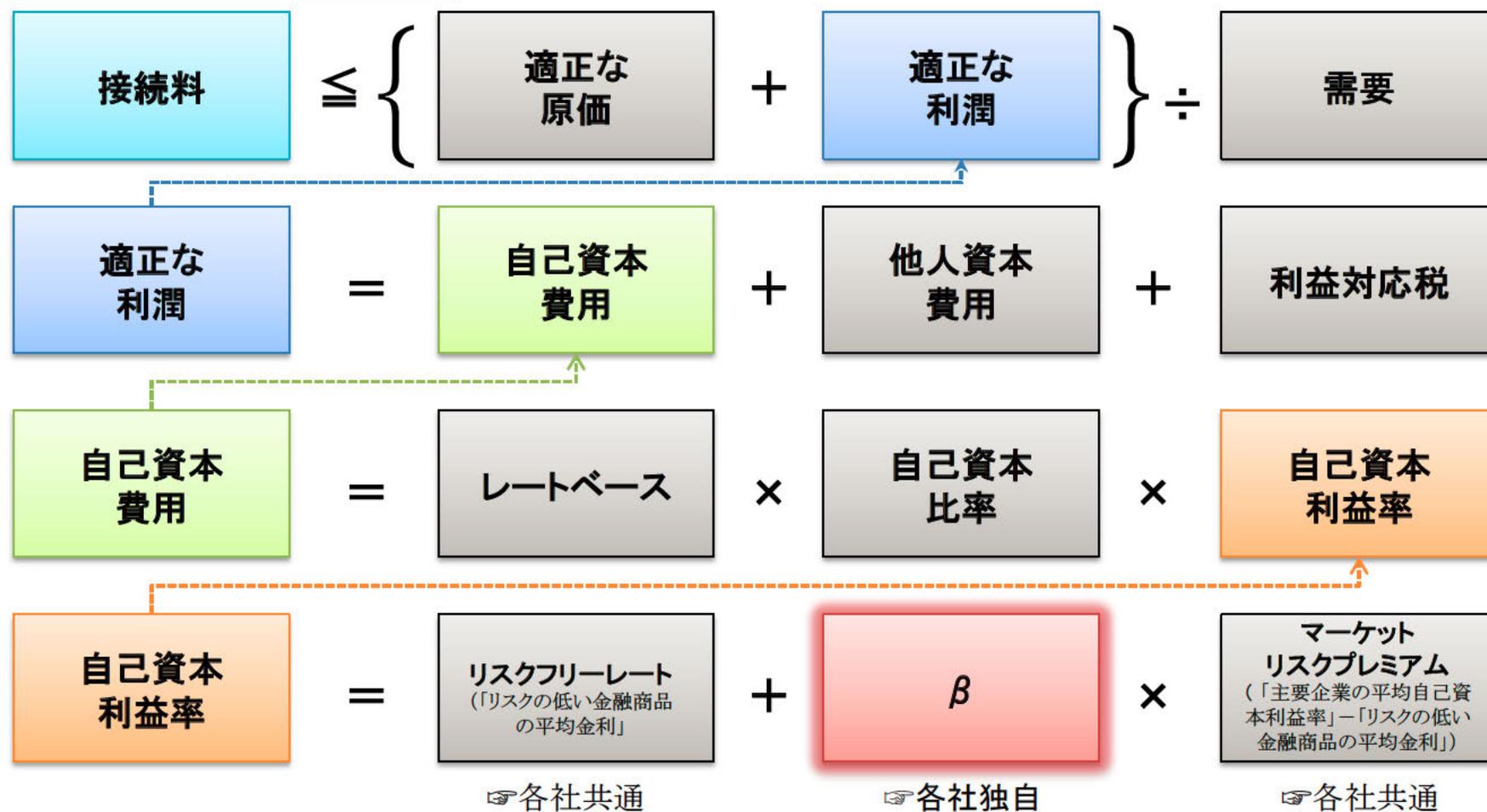
算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

(参考) 接続料算定における β の位置付け

- 接続料は、改正後の電気通信事業法第34条第3項第2号等に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めるものとされている。
- 接続料算定における β は、適正な利潤を構成する自己資本費用を算定するに当たって必要となる、自己資本利益率を算出する際に用いられるものである(二種接続料規則」第9条第4項)。

接続料算定における β の位置付け



(参考)モバイル接続料の論点

赤枠内は構成員限り

- モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β ※について、移動体事業者の事業の多角化等に伴い、 β の算定方法等が課題となりつつある。

※ 二種接続料規則 § 9IVに基づき、 β は、「移動体通信事業に係るリスク」及び「財務状況に係るリスク」を勘案した合理的な値とすることとされている。

論点① リスク勘案の方法

現状

各社の事業が多角化する中、移動通信事業に係るリスクの算定が課題となっている。

また、財務状況に係るリスクの勘案方法も異なっており、 β に大きな乖離が生じる原因となっている。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
自社株価 β を使用	NTTドコモ株価 β から算定	持株会社株価 β から算定

論点

- 「移動電気通信事業に係るリスク」を算定する適切な方法
- 非上場企業の場合の β 算定方法

論点② 計測期間の設定

現状

β の計測期間は、事業者がそれぞれの裁量で決定しており、計測期間の相違により、事業者間で有利・不利が生じている。

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	NTTドコモの上場以降 (1998年10月～)	グループとして 移動体事業参入 表明以降 (2004年4月～)

論点

- 計測期間の相違による、事業者間の公平性
- 通信方式の高度化、携帯電話サービスの普及率の向上、移動通信の利用の変化などの事業環境の変化を踏まえた計測期間の設定